

独立行政法人大学評価・学位授与機構の 見直し当初案について

平成19年9月
高等教育局高等教育企画課

独立行政法人大学評価・学位授与機構の見直しについて

独立行政法人大学評価・学位授与機構の業務について

高等教育の質の保証

大学評価

大学等の教育研究活動等の状況についての評価

- ① 認証評価・・・学校教育法上、大学等が7年以内（専門職大学院は5年以内）ごとに受けることが義務づけられている評価
- ② 国立大学法人等評価・・・国立大学法人法上、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が受けることが義務づけられている中期目標期間の業務実績全体の評価。このうち、機構で行う評価対象は、教育研究の評価
- ③ 上記の業務を行うために必要な調査及び研究
- ④ 大学評価に関する情報の収集、整理、提供

学位授与

大学以外で行われる高等教育段階での様々な学習の成果の評価

- ① 短期大学・高等専門学校卒業生等を対象とする単位積み上げ型の学位授与（学士）
- ② 機構認定の教育施設（各省庁大学校）の課程修了者への学位授与（学士・修士・博士）
- ③ 上記の業務を行うために必要な調査及び研究
- ④ 大学における各種の学習機会に関する情報の収集、整理、提供

密接に関連

我が国の高等教育の発展、質の向上

国の政策との関係

● 認証評価について（学校教育法第69条の3）

「大学は、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。」

● 国立大学法人等評価について（国立大学法人法第35条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第34条第1項・第2項）

「国立大学法人及び大学共同利用機関法人は、中期目標期間における業務の実績について、文部科学省の国立大学法人評価委員会の評価を受けなければならない。」

「国立大学法人評価委員会は、この評価を行うに当たって、教育研究の状況についての評価の実施を独立行政法人大学評価・学位授与機構に対して要請し、その評価結果を尊重する。」

● 学位授与について（学校教育法第68条の2第4項）

「独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。」

見直し当初案のポイント

認証評価事業

評価事業の効率化、合理化、経費の削減による業務費用の削減

- 評価プロセスを精査し、一層合理的かつ効率的なあり方を工夫・検討
→ 認証評価委員会の運営を見直し、効率化・合理化を図り、業務費用を削減

学位授与事業

厳格な論文審査により、学位の質を保証

審査業務の効率化に伴う業務費用の削減

- 修士の学位授与について、学際領域の拡大に応じた審査体制の改善等による学位審査会の運営を見直し業務経費を削減

学位審査手数料の改定による自己収入の増加

- 修士及び博士の学位審査手数料について、学位の授与に直接必要な経費の範囲内で改定を検討

調査及び研究

調査研究プロジェクトの整理・統合に伴う業務費用の削減

- 事業の効率化、合理化、経費の削減の観点から、業務内容を精査し、一層合理的かつ効果的な実施方法を工夫、検討し、業務コストを改善
→ 調査研究内容を見直し、プロジェクトを整理・統合（プロジェクト数 9→7）

保有資産

小平第2住宅の管理運営

- 事務職員の約6割が国立大学法人等との人事交流者で、多くの者は2、3年で異動。人事交流を円滑に進めていくため小平第2住宅は今のところ必要
→ 入居率が5割を下回り、改善の見込みがない場合は、売却等処分を検討

組織の見直し

国際連携センター長職（部長相当職）を廃止

- 国際連携センターを評価事業部に統合（国際連携センター長職（部長相当職）を△1）
→ 国際的質保証は理事主導の下で、評価事業と一体的に実施

専門的な職を創設し、任期付きで調査研究に参画

- 任期付きの専門的な職を創設し、機構の調査研究機能を強化
→ 任期付き職員の採用により、人件費の抑制に留意